

廃棄物の処理を市の許可業者に委託する皆様へ

事業系一般廃棄物処理手数料の改定について（お知らせ）

西東京市では、廃棄物の減量・資源化の推進と受益者負担の適正化を図るため、事業系一般廃棄物処理手数料を下記のとおり改定いたします。

これに伴い、市の許可業者と事業系一般廃棄物の収集・運搬・処分の契約を結ぶ際の契約上限額が変更されます。

市の許可業者に処理を委託されている場合の具体的な契約内容は、委託先業者にご確認ください。

今後ともごみの減量と資源化にご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 改定時期 令和5年1月1日

2 西東京市一般廃棄物処理手数料（消費税等を含む）

区分	現行額	改定額
事業系一般廃棄物	52円/kg	59円/kg
事業者から排出されるし尿	43円/ℓ	64円/ℓ

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第7条第12項（抄）

一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、一般廃棄物の収集及び運搬並びに処分につき、当該市町村が条例で定める収集及び運搬並びに処分に
関する手数料の額に相当する額を超える料金を受けてはならない。